平成十六年総務省令第十五号 端末機器の技術基準適合認定等に関する

端末機器の技術基準適合認定及び設計についての 号)の全部を改正する省令を次のように定める。 認証に関する規則(平成十一年郵政省令第十四 号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六

第一章 登録認定機関 総則(第一条—第三条)

第 節 技術基準適合認定(第四条—第十八

第二節 十九条—第二十四条) 端末機器の設計についての認証 第

承認認定機関

第 節 端末機器の設計についての認証 技術基準適合認定(第二十五条—第 三十四条)

(第

第二節

第四章 特定端末機器の技術基準適合自己確認 (第四十一条—第四十四条) 三十五条—第四十条)

第五章 登録修理業者(第四十五条—第五十三

第六章 雑則 (第五十四条)

章

総則

第一条 この規則は、 定等に関する事項を定めることを目的とする。 端末機器の技術基準適合認

第二条 この規則において使用する用語は、電気 下「法」という。)で使用する用語の例による。 通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。 (対象とする端末機器) 以

第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める 種類の端末設備の機器は、次の端末機器とす

じ。)であって、端末設備又は自営電気通信気通信役務の用に供するものをいう。以下同 電気通信設備との接続において電波を使用す 出力とするものをいう。) 又は移動電話用設 設備を接続する点においてアナログ信号を入 て、主として音声の伝送交換を目的とする電 信事業の用に供する電気通信回線設備であっ アナログ電話用設備(電話用設備(電気通 (電話用設備であって、端末設備又は自営 2

> 末機器(第三号に掲げるものを除く。) アクシミリその他総務大臣が別に告示する端 るものをいう。)に接続される電話機、構内

置をいう。)、ファクシミリその他呼の制御を 電話装置、符号変換装置(インターネットプ ネットプロトコルを使用するものをいう。) 自営電気通信設備との接続においてインター 号を使用して提供する音声伝送役務の用に供 行う端末機器 ロトコルと音声信号を相互に符号変換する装 に接続される電話機、構内交換設備、ボタン するものに限る。)であって、端末設備又は 省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番 話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務 インターネットプロトコル電話用設備

信設備との接続においてインターネットプロ限る。)であって、端末設備又は自営電気通 る端末機器 トコルを使用するものをいう。) に接続され 四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用し て提供する音声伝送役務の用に供するものに (移動電話用設備 (電気通信番号規則別表第 インターネットプロトコル移動電話用設備

役務の用に供するものをいう。)に接続され 利用者に対する呼出し(これに付随する通報 る電気通信回線設備であって、無線によって る端末機器 を含む。)を行うことを目的とする電気通信 無線呼出用設備(電気通信事業の用に供す

目的とする電気通信役務の用に供するものを 音響又は影像を統合して伝送交換することを ル信号の伝送速度により符号、音声その他の 用に供する電気通信回線設備であって、主と いう。)に接続される端末機器 して六四キロビット毎秒を単位とするデジタ 総合デジタル通信用設備(電気通信事業の

六 専用通信回線設備 (電気通信事業の用に供 続される端末機器 気通信役務の用に供するものをいう。) に接 専ら符号又は影像の伝送交換を目的とする電 通信回線設備であって、デジタル方式により 伝送用設備(電気通信事業の用に供する電気 に供するものをいう。)又はデジタルデータ 者に当該設備を専用させる電気通信役務の用 する電気通信回線設備であって、特定の利用

は、 法第六十三条第一項に規定する特定端末機器 前項に規定する端末機器とする。ただし、

通信に著しく妨害を与えるおそれがあるものと 端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案し して、総務大臣が別に告示で定めるものを除 て、電気通信回線設備を利用する他の利用者の

第二章 第一節 登録認定機関 技術基準適合認定

第四条 法第八十六条第一項の総務省令で定める 事業の区分は、次のとおりとする。 (事業の区分)

二 前号以外の端末機器 通話の用に供する端末機器

(登録の申請)

2 第五条 法第八十六条第一項の登録を受けようと する者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提 出しなければならない。

務の実施に関する計画を記載した書類には、 に掲げる事項を記載するものとする。 法第八十六条第三項の技術基準適合認定の業 の場合に限る。) 組織及び運営に関する事項(申請者が法人 쌌

二 技術基準適合認定のための審査に用いる測 う。) の保守及び管理並びに法第八十七条第 という。) の計画 定器その他の設備(以下「測定器等」とい 一項第二号の較正又は校正(以下「較正等

技術基準適合認定の業務の実施の方法 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び

3 法第八十六条第三項の総務省令で定める書類 書類の管理に関する事項 次のとおりとする。

個人である場合は、過去二年間の経歴を記載 した様式第二号の書類) 定款の謄本及び登記事項証明書(申請者が

二 登録の申請に関する意思の決定を証する

三 法第八十七条第二項各号に該当しないこと を示す様式第三号の書類

かに適合する知識経験を有する者であること 認定員が法別表第二に掲げる条件のいずれ 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器

全部又は一部を他の者に委託する場合は、第一別表第一号及び別表第二号に定める試験の 確実に行われることを示す書類の写し 等の借入れに関する契約書又は当該借入れが 八条第二項各号の事項に係る受託者との取決

七 申請者が法人である場合は、役員の氏名及 に係る計画を記載した書類 めの内容を記載した書類の写し又はその委託

る事項) (法第八十七条第一項第二号の総務省令で定め 八 その他参考となる事項を記載した書類 書類並びに法第八十七条第一項第三号のいず れかに該当するものでないことを示す書類 び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の

第五条の二 法第八十七条第一項第二号の総務省 他の設備ごとに、 定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その 以内のものに限る。)とし、同号の総務省令で 令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄 に掲げるもの(製造された日から起算して十年 とおりとする。 それぞれ同表の下欄に掲げる

炽	(J.			- 5	ÐΥ	, 似	ij.			17/	<i>,</i> #
るもの	四 発振器であって、自己較正等機能を有す二	ジタル表示する機能を有するもの	タル変換して演算処理し、かつ、測定値をデ年	三 絶縁抵抗計であって、被測定信号をデジ 二	測定値をデジタル表示する機能を有するもの	信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、年	二 インピーダンス分析器であって、被測定二	ジタル表示する機能を有するもの	タル変換して演算処理し、かつ、測定値をデ年	電圧電流計であって、被測定信号をデジ 二		測定器その他の設備
年	=		年	_		年	_		年	_	間	期

(登録認定機関の登録の更新)

第六条 登録認定機関の登録の更新の申請は、 録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えな い期間において行わなければならない。 登

2 第五条の規定は、 前項の登録の更新について

第七条 登録認定機関は、法第九十条第二項の届 出をしようとするときは、次に掲げる事項を記 載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出し (登録認定機関の氏名又は名称等の変更の届出) なければならない。

変更しようとする事項

変更しようとする年月日

変更の理

2 当該登録を変更するものとする。 総務大臣は、前項の届出があった場合には、

第八条 登録認定機関は、その登録に係る技術基 (技術基準適合認定のための審査等)

わなければならない。 は、別表第一号に定めるところにより審査を行 準適合認定を行うべきことを求められたとき

- 験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事る者に委託するとともに、当該受託者と当該試 項を取り決めなければならない。 実施に関する十分な経験及び技術的能力を有す は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の 登録認定機関は、別表第一号の試験の全部又 6
- 委託する試験の範囲及びそれに係る端末機
- 同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のも掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ の確認に関する事項 のに限る。)を使用して試験が行われること その他の設備にあっては、同条の表の上欄に でのいずれかに掲げる較正等を受けたもの って、法第八十七条第一項第二号イからニま (その較正等を受けた日の属する月の翌月の 日から起算して一年(第五条の二の測定器 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であ 7
- によって試験が行われることの確認に関する 別表第一号に定める試験の方法と同じ方法
- ないことの確認に関する事項 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれの
- する事項 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関
- の保持に関する事項 その他試験に係る試験業務の適正な実施を

試験に関して知り得た情報の管理及び秘密

確保するために必要な事項

3

- を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提をしようとするときは、次の各号に掲げる事項 出しなければならない。 登録認定機関は、法第九十二条第一項の報告
- 者の氏名 称及び住所並びに法人にあっては、その代表 技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名
- 技術基準適合認定を受けた端末機器の名称 技術基準適合認定を受けた端末機器の種類
- 技術基準適合認定番号
- 4 法第九十二条第二項の公示は、前項各号に掲 技術基準適合認定をした年月日 (同項第一号に掲げる事項にあって

5 称に限る。)について行うものとする。 技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名

- 掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、 た者は、技術基準適合認定を受けた日から起算 を総務大臣に提出しなければならない。 次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書 して十年を経過するまでの間、第三項第一号に 登録認定機関による技術基準適合認定を受け
- 変更した事項
- 容に変更を及ぼすものであるときは、その変更総務大臣は、前項の届出が第四項の公示の内 内容を公示するものとする。 変更した年月日
- 三条第一項若しくは法第九十一条第二項の規定 受けたことを知ったとき又は認定員が法第五十 者が不正な手段により当該技術基準適合認定を 務大臣に報告しなければならない。 ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総 に違反して技術基準適合認定のための審査を行 登録認定機関は、技術基準適合認定を受けた

(技術基準適合認定の拒否の通知)

|第九条 登録認定機関は、その登録に係る技術基 合認定を求めた者に通知しなければならない。 旨を理由を付した文書をもって当該技術基準適 準適合認定を行うことを拒否するときは、その (表示)

|第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を るものとする。 付するときは、次に掲げる方法のいずれかによ る端末機器にあっては、当該端末機器に付属 を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法 (当該表示を付すことが困難又は不合理であ 様式第七号による表示を技術基準適合認定

- 二 様式第七号による表示を技術基準適合認定 認識することができない方法をいう。以下同 法、磁気的方法その他の人の知覚によっては を受けた端末機器に電磁的方法(電子的方 ようにする方法 に直ちに明瞭な状態で表示することができる じ。) により記録し、当該端末機器の映像面
- 三 様式第七号による表示を技術基準適合認定 状態で表示することができるようにする方法 を受けた端末機器に電磁的方法により記録 機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な 当該表示を特定の操作によって当該端末

- | 2 法第六十八条の二の規定により表示を付する 場合において、新たに付することとなる表示 掲げるいずれかの方法によるものとする。この 付属する取扱説明書等に付された表示を含む。) に付されている表示(当該適合表示端末機器に は、容易に識別することができるものであるこ を目視その他の適切な方法により確認し、次に ときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器
- 製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す 又は容器の見やすい箇所に付す方法) は、当該製品に付属する取扱説明書及び包装 ことが困難又は不合理である製品にあって 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ
- 像面に直ちに明瞭な状態で表示することがで当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ きるようにする方法
- ちに明瞭な状態で表示することができるよう 組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直 特定の操作によって当該適合表示端末機器を 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を にする方法 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ
- 3 又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示 らを記載した書類の当該端末機器又は当該製品 を付する場合は、電磁的方法によって表示を付 若しくは第三号に規定する方法により端末機器 るものとする。 への添付その他の適切な方法により明らかにす こた旨及び当該表示の表示方法について、これ 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号

(役員等の選任及び解任の届出)

する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい

- 第十一条 登録認定機関は、法第九十三条の届出 した様式第八号の届出書を総務大臣に提出しなをしようとするときは、次に掲げる事項を記載 ればならない。
- 名並びに認定員の選任の場合にあっては、そ選任若しくは解任した役員又は認定員の氏 の名称及び所在地 の者が技術基準適合認定の業務を行う事務所
- 選任又は解任の理由 選任又は解任した年月日
- 2 なければならない。 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
- 者の過去二年間の経歴を記載した様式第二号 役員の選任の届出の場合にあっては、その

適合する知識経験を有する者であることを示 の者が法別表第二に掲げる条件のいずれかに れかに該当するものでないことを示す書類 の書類及び法第八十七条第一項第三号のいず 認定員の選任の届出の場合にあっては、そ

(業務規程の記載事項)

第十二条 法第九十四条の総務省令で定める事項 次のとおりとする。

- 登録に係る事業の区分
- 一 技術基準適合認定の業務を行う時間及び休 日に関する事項
- 三 技術基準適合認定の業務を行う事務所に関 する事項
- その公開の方法に関する事項 八条第二項各号に掲げる事項を含む。) 及び 技術基準適合認定の業務の実施の方法 (第
- 五 他の者に試験の全部又は一部を委託する場 合は、次に掲げる事項
- 受託者の氏名又は名称及び住所

口

- 手数料の額及びその収納の方法に関する の方法に関する事項 第八条第二項各号に掲げる事項の閲覧等
- 事項
- 七 認定員の選任及び解任並びにその配置に関 する事項
- 持に関する事項 技術基準適合認定の業務に関する秘密の保
- 九 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び 書類の管理に関する事項
- する事項 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関
- 十一 その他技術基準適合認定の業務の実施に 関し必要な事項

(業務規程の届出)

- 第十三条 登録認定機関は、法第九十四条前段 ればならない。 書に業務規程を添えて、総務大臣に提出しなけ 届出をしようとするときは、様式第九号の届出4十三条 登録認定機関は、法第九十四条前段の
- 2 程を添えて、総務大臣に提出しなければならな 届出をしようとするときは、次に掲げる事項を 記載した様式第十号の届出書に変更後の業務規 登録認定機関は、法第九十四条後段の変更
- 変更しようとする事項
- 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法

第十四条 法第九十五条第二項第三号に規定する れた事項を紙面又は出力装置の映像面に表示す 総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録さ 2

令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののう 法第九十五条第二項第四号に規定する総務省 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の 登録認定機関が定めるものとする。 3

備えられたファイルに当該情報が記録される され、当該受信者の使用に係る電子計算機に 続した電子情報処理組織を使用する方法であ 使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接 って、当該電気通信回線を通じて情報が送信

り一定の情報を確実に記録しておくことがで 録したものを交付する方法 きる物をもって調製するファイルに情報を記 磁気ディスクその他これに準ずる方法によ

第十五条 法第九十六条の総務省令で定める事項 次のとおりとする。

一 技術基準適合認定の求めに係る書類の受理 称、住所及び連絡先 技術基準適合認定を求めた者の氏名又は名

技術基準適合認定の求めに係る端末機器の

種類及び設計 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の

に用いた試験方法 名称及び製造番号 技術基準適合認定のための審査を行った際

(公示)

使用した年月日までの期間が一年を超えてい日の翌月の一日から起算して当該測定器等を 三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事 場合は、その測定器等を較正等した法別表第 法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する る場合は、その旨を含む。) 及び較正等を行 他の設備であって、当該較正等を行った年月 日(当該測定器等が第五条の二の測定器その造事業者名、製造番号、較正等を行った年月 った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方 技術基準適合認定のための審査を行った際 に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製 2

t 審査の経過(試験にあっては、試験結果を

定をした年月日 技術基準適合認定番号及び技術基準適合認

ない。 載又は記録の日から十年間保存しなければなら 業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、 法第九十六条の帳簿は、技術基準適合認定の 記

らない。 を用いて直ちに表示することができなければな 磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器 る記録媒体により行う場合においては、当該電 前項に規定する帳簿の保存を電磁的記録に係

(技術基準適合認定の業務の休廃止の届出)

の届出をしようとするときは、次に掲げる事項第十六条 登録認定機関は、法第九十九条第一項 提出しなければならない。 を記載した様式第十一号の届出書を総務大臣に

定の業務の範囲 休止又は廃止しようとする技術基準適合認

しようとする場合はその期間 休止又は廃止しようとする年月日及び休止

三 休止又は廃止の理由 (技術基準適合認定の業務の引継ぎ)

第十七条 登録認定機関は、法第百二条第三項に 規定する場合には、次に掲げる事項を行わなけ ればならない。

継ぐこと。 技術基準適合認定の業務を総務大臣に引き

三 その他総務大臣が必要と認める事 二 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び 書類を総務大臣に引き継ぐこと。

第十八条 法第五十五条第二項、法第九十条第一 第三項並びに法第百二条第二項の公示は、官報 項及び第三項、法第九十九条第三項、法第百条 で告示することによって行う。

トの利用その他の適切な方法によって行う。 (設計認証のための審査等) 法第九十二条第二項の公示は、インターネッ 第二節 端末機器の設計についての認証

第十九条 登録認定機関は、その登録に係る設計 認証を行うべきことを求められたときは、別表 第二号に定めるところにより審査を行わなけれ ばならない。

2 いて準用する。 第八条第二項の規定は、前項の設計認証につ この場合において、 「別表第一

び較正等を行った者の氏名又は名称 業者名、製造番号、較正等を行った年月日及

号」とあるのは「別表第二号」と読み替えるも

3

五号の報告書を総務大臣に提出しなければなら きは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第 る法第九十二条第一項の報告をしようとすると 登録認定機関は、法第百三条において準用す

二 設計認証に係る設計に基づく端末機器の所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 種類 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住

三 設計認証に係る設計に基づく端末機器の

設計認証番号

二項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第 た者の氏名又は名称に限る。)について行うも 五. のとする。 一号に掲げる事項にあっては、設計認証を受け 法第百三条において準用する法第九十二条第 設計認証をした年月日

5 出書を総務大臣に提出しなければならない。た きは、この限りでない。 だし、当該端末機器の取扱いを終了していると く、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届 号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞な 年を経過するまでの間、第三項第一号又は第三 について検査を最後に行った日から起算して十 認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器

変更した事項

6 ぼすものであるときは、その変更の内容を公示 て、当該届出が第四項の公示の内容に変更を及総務大臣は、前項の届出があった場合におい

を知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に 条において準用する法第九十一条第二項の規定 に違反して設計認証のための審査を行ったこと 認定員が法第五十六条第二項若しくは法第百三 により設計認証を受けたことを知ったとき又は 登録認定機関は、認証取扱業者が不正な手段

8 は、その旨を総務大臣に報告しなければならな という。)に適合していないことを知ったとき 総務省令で定める技術基準(以下「技術基準」 設計に基づく端末機器が法第五十二条第一項の

場合において、新たに付することとなる表示 掲げるいずれかの方法によるものとする。この を目視その他の適切な方法により確認し、 付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)

に付されている表示(当該適合表示端末機器に

(設計認証の拒否の通知)

第二十条 登録認定機関は、その登録に係る設計 者に通知しなければならない 由を付した文書をもって当該設計認証を求めた 認証を行うことを拒否するときは、その旨を理

(検査記録の作成等)

第二十一条 載すべき事項は、次のとおりとする。

3

二 変更した年月日

するものとする。

報告しなければならない。 登録認定機関は、法第五十七条第一項の認証

> しなければならない。 五. 前項の検査記録は、検査の日から十年間保存 検査を行った年月日及び場所 検査に係る設計認証番号 検査を行った責任者の氏名 検査の結果 検査の方法 法第五十七条第二項の検査記録に記

第二十二条 法第五十八条の規定により表示を付 じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示 の場合においては、当該電磁的記録を必要に応 録に係る記録媒体により行うことができる。こ (表示) することができなければならない。 前項に規定する検査記録の保存は、 電磁的記

ものとする。 説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付器にあっては、当該端末機器に付属する取扱 端末機器の見やすい箇所に付す方法 示を付すことが困難又は不合理である端末機 様式第七号による表示を認証設計に基づく (当該表

するときは、次に掲げる方法のいずれかによる

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく 端末機器に電磁的方法により記録し、当該端 末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示す ることができるようにする方法

ときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器 法第六十八条の二の規定により表示を付する することができるようにする方法 示を特定の操作によって当該端末機器に接続 端末機器に電磁的方法により記録し、当該表 した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示 様式第七号による表示を認証設計に基づく

容易に識別することができるものであるこ

- ことが困難又は不合理である製品にあって 製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す 又は容器の見やすい箇所に付す方法) は、当該製品に付属する取扱説明書及び包装 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ
- 一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ 像面に直ちに明瞭な状態で表示することがで 当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を きるようにする方法 2
- 三 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ ちに明瞭な状態で表示することができるよう 特定の操作によって当該適合表示端末機器を 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を 組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直 にする方法
- るものとする。 らを記載した書類の当該端末機器又は当該製品 を付する場合は、電磁的方法によって表示を付 又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示 若しくは第三号に規定する方法により端末機器 への添付その他の適切な方法により明らかにす した旨及び当該表示の表示方法について、これ 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号 2
- 第二十三条 法第九十九条第一項」と、第十七条中「法第百 項」とあるのは「法第百三条において準用する の名称」と、第十六条中「法第九十九条第一 製造番号」とあるのは「設計に基づく端末機器 と、同条第一項第四号中「端末機器の名称及び 項及び第二項中「法第九十六条」とあるのは いて準用する場合を含む。)」と、第十五条第一 のは「第八条第二項各号(第十九条第二項にお 号及び第五号ロ中「第八条第二項各号」とある いて準用する法第九十四条」と、第十二条第四 法第九十三条」と、第十二条及び第十三条中 条」とあるのは「法第百三条において準用する 合において、第十一条第一項中「法第九十三 設計認証を行う場合について準用する。この場 合について、第十五条の規定は登録認定機関が 準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う場 条及び第十七条の規定は登録認定機関が技術基 「法第百三条において準用する法第九十六条」 「法第九十四条」とあるのは「法第百三条にお 第十一条から第十三条まで、第十六 3

二条第三項」とあるのは「法第百三条において とする 準用する法第百二条第三項」と読み替えるもの

(公示)

- 第二十四条 法第六十条第二項、法第六十一条に おいて準用する法第五十五条第二項及び法第六 十二条第四項の公示は、官報で告示することに よって行う。
- 二項の公示は、インターネットの利用その他の 法第百三条において準用する法第九十二条第 適切な方法によって行う。

第三章 承認認定機関

(承認の申請) 第一節 技術基準適合認定

第二十五条 法第百四条第一項の承認を受けよう 提出しなければならない。ただし、総務大臣が この限りでない。 別に告示するところにより申請を行う場合は、 とする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に

- 認定の業務の実施に関する計画を記載した書類 六条第三項の規定により添付する技術基準適合 には、次に掲げる事項を記載するものとする。 法第百四条第四項において準用する法第八十 の場合に限る。) 組織及び運営に関する事項(申請者が法人
- 定器等の保守及び管理並びに較正等の計画 技術基準適合認定のための審査に用いる測 技術基準適合認定の業務の実施の方法
- 法第百四条第四項において準用する法第八十 書類の管理に関する事項 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び
- 過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書 に準ずるもの(申請者が個人である場合は、 定款の謄本及び登記事項証明書又はこれら

おりとする。

六条第三項の総務省令で定める書類は、次のと

- 二 承認の申請に関する意思の決定を証する
- 三 法第百四条第四項において準用する法第八 十七条第二項各号に該当しないことを示す様 式第三号の書類
- かに適合する知識経験を有する者であること を示す書類 認定員が法別表第二に掲げる条件のいずれ
- Ŧ. 確実に行われることを示す書類の写し 等の借入れに関する契約書又は当該借入れが 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器

- めの内容を記載した書類の写し又はその委託八条第二項各号の事項に係る受託者との取決 全部又は一部を他の者に委託する場合は、 に係る計画を記載した書類 王部又は一部を他の者に委託する場合は、第 別表第一号及び別表第二号に定める試験の
- 当するものでないことを示す書類 る法第八十七条第一項第三号のいずれかに該 書類並びに法第百四条第四項において準用す び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の 申請者が法人である場合は、役員の氏名及
- であることを示す書類 類するもの(以下「外国検査制度」という。) に基づいて端末機器の検査、試験等を行う者 査に関する制度で技術基準適合認定の制度に 申請者が外国の法令に基づく端末機器の検
- 外国検査制度の概要を記載した書類
- 要を記載した書類 3
- 第二十六条 承認認定機関は、法第百四条第四項 ばならない。 様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなけれ において準用する法第九十条第二項の届出をし ようとするときは、次に掲げる事項を記載した (承認認定機関の氏名又は名称等の変更の届出) その他参考となる事項を記載した書類
- 変更しようとする事項
- 変更しようとする年月日

変更の理由

- (技術基準適合認定のための審査等)
- 術基準適合認定を行うべきことを求められたと第二十七条 承認認定機関は、その承認に係る技 行わなければならない。 きは、別表第一号に定めるところにより審査を
- 2 験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事る者に委託するとともに、当該受託者と当該試 実施に関する十分な経験及び技術的能力を有す 項を取り決めなければならない。 は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の 承認認定機関は、別表第一号の試験の全部又
- 委託する試験の範囲及びそれに係る端末機
- 二 受託者が法別表第三に掲げる測定器等であ でのいずれかに掲げる較正等を受けたもの って、法第八十七条第一項第二号イからニま (その較正等を受けた日の属する月の翌月の 一日から起算して一年(第五条の二の測定器

- の確認に関する事項 同表の下欄に掲げる期間とする。)以内のも掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ のに限る。)を使用して試験が行われること その他の設備にあっては、同条の表の上欄に
- 三 別表第一号に定める試験の方法と同じ方法 によって試験が行われることの確認に関する
- ないことの確認に関する事項 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれの
- 五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関 する事項
- 七 その他試験に係る試験業務の適正な実施を 六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密 の保持に関する事項
- 様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなけ 準用する法第九十二条第一項の報告をしようと するときは、次の各号に掲げる事項を記載した 承認認定機関は、法第百四条第四項において 確保するために必要な事項
- 者の氏名 称及び住所並びに法人にあっては、その代表 技術基準適合認定を受けた者の氏名又は名
- 技術基準適合認定を受けた端末機器の名称技術基準適合認定を受けた端末機器の種類 技術基準適合認定番号
- 技術基準適合認定をした年月日
- について行うものとする。 二条第二項の公示は、前項各号に掲げる事項 準適合認定を受けた者の氏名又は名称に限る。) (同項第一号に掲げる事項にあっては、技術基 法第百四条第四項において準用する法第九十
- を総務大臣に提出しなければならない。 掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、 た者は、技術基準適合認定を受けた日から起算 次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書 して十年を経過するまでの間、第三項第一号に 承認認定機関による技術基準適合認定を受け
- 変更した年月日 変更した事項
- するものとする。 ぼすものであるときは、その変更の内容を公示 て、当該届出が第四項の公示の内容に変更を及 総務大臣は、前項の届出があった場合にお
- 者が不正な手段により当該技術基準適合認定を 承認認定機関は、技術基準適合認定を受けた

第九十一条第二項の規定に違反して技術基準適若しくは法第百四条第四項において準用する法第五十三条第一項条第四項において準用する法第五十三条第一項受けたことを知ったとき又は認定員が法第百四 ばならない。 合認定のための審査を行ったことを知ったとき (技術基準適合認定の拒否の通知) 直ちに、その旨を総務大臣に報告しなけれ

第二十八条 承認認定機関は、その承認に係る技 準適合認定を求めた者に通知しなければならな その旨を理由を付した文書をもって当該技術基 術基準適合認定を行うことを拒否するときは、 3

する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい る端末機器にあっては、当該端末機器に付属 を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法 (当該表示を付すことが困難又は不合理であ 様式第七号による表示を技術基準適合認定

三 様式第七号による表示を技術基準適合認定 を受けた端末機器に電磁的方法により記録 様式第七号による表示を技術基準適合認定 態で表示することができるようにする方法 、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状

法第六十八条の二の規定により表示を付する 機器に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な 状態で表示することができるようにする方法 を受けた端末機器に電磁的方法により記録 当該表示を特定の操作によって当該端末

掲げるいずれかの方法によるものとする。この 場合において、新たに付することとなる表示 を目視その他の適切な方法により確認し、次に 付属する取扱説明書等に付された表示を含む。) に付されている表示(当該適合表示端末機器に ときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器 容易に識別することができるものであるこ

ことが困難又は不合理である製品にあって 製品の見やすい箇所に付す方法 又は容器の見やすい箇所に付す方法) は、当該製品に付属する取扱説明書及び包装 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ (表示を付す 2

> 像面に直ちに明瞭な状態で表示することがで当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を きるようにする方法 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ

組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直 ちに明瞭な状態で表示することができるよう 特定の操作によって当該適合表示端末機器を 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を にする方法 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ

らを記載した書類の当該端末機器又は当該製品 るものとする を付する場合は、電磁的方法によって表示を付 若しくは第三号に規定する方法により端末機器 した旨及び当該表示の表示方法について、これ 又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示 への添付その他の適切な方法により明らかにす 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号

第二十九条 法第百四条第四項において準用する

ときは、次に掲げる方法のいずれかによるもの 法第五十三条第二項の規定により表示を付する

(業務規程の記載事項)

第三十条 法第百四条第四項において準用する法 第九十四条の総務省令で定める事項は、次のと おりとする。

承認に係る事業の区分

する事項 技術基準適合認定の業務を行う事務所に関

三 技術基準適合認定の業務の実施の方法 合は、次に掲げる事項 二十七条第二項各号に掲げる事項を含む。) 他の者に試験の全部又は一部を委託する場

受託者の氏名又は名称及び住所

認定員の選任及び解任並びにその配置に関 覧等の方法に関する事項 第二十七条第二項各号に掲げる事項 の関

Ŧi.

t 書類の管理に関する事項 その他技術基準適合認定の業務の実施に関 技術基準適合認定の業務に関する帳簿及び

し必要な事項

第三十一条 承認認定機関は、法第百四条第四項 ない。 規程を添えて、総務大臣に提出しなければなら ようとするときは、様式第九号の届出書に業務 において準用する法第九十四条前段の届出をし (業務規程の届出)

準用する法第九十四条後段の変更の届出をしよ 承認認定機関は、法第百四条第四項において

器を用いて直ちに表示することができなければ

ならない

電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機

うとするときは、次に掲げる事項を記載した様 式第十号の届出書に変更後の業務規程を添え 総務大臣に提出しなければならない 変更しようとする事項

変更の理由 変更しようとする年月日

(帳簿)

第三十二条 法第百四条第四項において準用する 法第九十六条の総務省令で定める事項は、次の とおりとする。

称、住所及び連絡先 技術基準適合認定を求めた者の氏名又は名

技術基準適合認定の求めに係る書類の受理

三 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の 2

名称及び製造番号 技術基準適合認定の求めに係る端末機器の

に用いた試験方法 技術基準適合認定のための審査を行った際

業者名、製造番号、較正等を行った年月日及 る場合は、その旨を含む。)及び較正等を行 日(当該測定器等が第五条の二の測定器その び較正等を行った者の氏名又は名称 三に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事 場合は、その測定器等を較正等した法別表第 法が法第八十七条第一項第二号ニに該当する った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方 使用した年月日までの期間が一年を超えてい 日の翌月の一日から起算して当該測定器等を 他の設備であって、当該較正等を行った年月 造事業者名、製造番号、較正等を行った年月 に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製 技術基準適合認定のための審査を行った際

t 含む。)及び結果 審査の経過(試験にあっては、試験結果を

種類

定をした年月日 技術基準適合認定番号及び技術基準適合認

3 2 係る記録媒体により行う場合においては、当該 事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録 の日から十年間保存しなければならない。 六条の帳簿は、技術基準適合認定の業務を行う 前項の規定による帳簿の保存を電磁的記録に 法第百四条第四項において準用する法第九十

第三十三条 承認認定機関は、法第百四条第二項 提出しなければならない。 を記載した様式第十一号の届出書を総務大臣に の届出をしようとするときは、次に掲げる事項 (技術基準適合認定の業務の休廃止の届出)

休止又は廃止した技術基準適合認定の業務

二 休止又は廃止した年月日及び休止した場合 (公示) はその期間

第三十四条 法第百四条第三項、同条第四項にお の公示は、官報で告示することによって行う。 十条第一項及び第三項並びに法第百五条第三項 いて準用する法第五十五条第二項並びに法第九

の他の適切な方法によって行う。 二条第二項の公示は、インターネットの利用そ 法第百四条第四項において準用する法第九十

(設計認証のための審査等) 第二節 端末機器の設計についての認

計認証を行うべきことを求められたときは、別第三十五条 承認認定機関は、その承認に係る設 ればならない。 表第二号に定めるところにより審査を行わなけ

2 るものとする。 第一号」とあるのは「別表第二号」と読み替え について準用する。この場合において、「別表 第二十七条第二項の規定は、前項の設計認

3 準用する法第九十二条第一項に規定する報告を 記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出 しようとするときは、次の各号に掲げる事項を しなければならない。 承認認定機関は、法第百四条第七項において

二 設計認証に係る設計に基づく端末機器 所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住

三 設計認証に係る設計に基づく端末機器の

設計認証番号

設計認証をした年月日

五.

証を受けた者の氏名又は名称に限る。)につい て行うものとする。 (同項第一号に掲げる事項にあっては、設計認 一条第二項の公示は、前項各号に掲げる事項 法第百四条第七項において準用する法第九十

5 認証設計に基づく端末機器について検査を最後 承認認定機関による設計認証を受けた者は、

出しなければならない。ただし、当該端末機器 を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提更があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項 の取扱いを終了しているときは、この限りでな に行った日から起算して十年を経過するまでの 第三項第一号又は第三号に掲げる事項に変

- 変更した年月日
- 容に変更を及ぼすものである場合には、その変 更の内容を公示するものとする。 総務大臣は、前項の届出が第四項の公示の内
- とを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣 に報告しなければならない。 定に違反して設計認証のための審査を行ったこ 七項において準用する法第九十一条第二項の規 する法第五十六条第二項若しくは法第百四条第き又は認定員が法第百四条第七項において準用 な手段により設計認証を受けたことを知ったと (設計認証の拒否の通知) 承認認定機関は、設計認証を受けた者が不正 2

第三十六条 承認認定機関は、その承認に係る設 理由を付した文書をもって当該設計認証を求め 計認証を行うことを拒否するときは、その旨を た者に通知しなければならない。

(検査記録の作成等)

第三十七条 法第五十七条第二項の検査記録に記載すべき事< 項は、次のとおりとする。

- 検査を行った年月日及び場所 検査に係る設計認証番号
- 検査を行った責任者の氏名
- 検査の方法

検査の結果

- しなければならない。 前項の検査記録は、検査の日から十年間保存
- 示することができなければならない。 応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表 この場合においては、当該電磁的記録を必要に 記録に係る記録媒体により行うことができる。 前項の規定による検査記録の保存は、電磁的 3
- 第三十八条 法第百四条第七項において準用する は、次に掲げる方法のいずれかによるものとす 法第五十八条の規定により表示を付するとき
- 様式第七号による表示を認証設計に基づく 末機器の見やすい箇所に付す方法 (当該表

説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付 器にあっては、当該端末機器に付属する取扱 示を付すことが困難又は不合理である端末機

業務及び設計認証の業務を行う場合について、

- 二 様式第七号による表示を認証設計に基づく 端末機器に電磁的方法により記録し、当該端 ることができるようにする方法 末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示す
- 示を特定の操作によって当該端末機器に接続 端末機器に電磁的方法により記録し、当該表 することができるようにする方法 した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示 様式第七号による表示を認証設計に基づく
- 掲げるいずれかの方法によるものとする。この ときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器 場合において、新たに付することとなる表示 を目視その他の適切な方法により確認し、次に 付属する取扱説明書等に付された表示を含む。) に付されている表示(当該適合表示端末機器に は、容易に識別することができるものであるこ 法第六十八条の二の規定により表示を付する 2
- ことが困難又は不合理である製品にあって 製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す 又は容器の見やすい箇所に付す方法) は、当該製品に付属する取扱説明書及び包装 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ
- 二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ 像面に直ちに明瞭な状態で表示することがで当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を きるようにする方法
- 組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直特定の操作によって当該適合表示端末機器を ちに明瞭な状態で表示することができるよう 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を にする方法 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ
- らを記載した書類の当該端末機器又は当該製品 るものとする。 又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示 若しくは第三号に規定する方法により端末機器 への添付その他の適切な方法により明らかにす した旨及び当該表示の表示方法について、これ を付する場合は、電磁的方法によって表示を付 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号

(準用)

第三十九条 第三十条、第三十一条及び第三十三 条の規定は承認認定機関が技術基準適合認定の

> 条中「法第百四条第二項」とあるのは「法第百 「端末機器の名称及び製造番号」とあるのは場合を含む。)」と、第三十二条第一項第四号中 四条第七項において準用する同条第二項」と読 第百四条第四項」とあるのは「法第百四条第七 行う場合について準用する。この場合にお 第三十二条の規定は承認認定機関が設計認証を み替えるものとする。 「設計に基づく端末機器の名称」と、第三十三 二項各号(第三十五条第二項において準用する 十七条第二項各号」とあるのは「第二十七条第 項」と、第三十条第三号及び第四号ロ中「第二 て、第三十条から第三十二条までの規定中「法

> > 3

総務大臣は、前項の届出があった場合には、

(公示)

第四十条 法第百四条第七項において準用する法 六十二条第四項の公示は、官報で告示すること 第五十五条第二項、法第六十条第二項及び法第 によって行う。

二条第二項の公示は、インターネットの利用そ 法第百四条第七項において準用する法第九十 他の適切な方法によって行う。

第四章 特定端末機器の技術基準適合自己

(検証等) 確認

第四十一条 製造業者又は輸入業者は、法第六十 三条第二項の技術基準適合自己確認を行おうと 検証を行わなければならない。 するときは、別表第四号に定めるところにより

6

2 ら第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項 を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に 項の届出をしようとするときは、同項第一号か 提出しなければならない。 製造業者又は輸入業者は、法第六十三条第三 7

特定端末機器の名称

- 事業場の名称及び所在地) 並びに当該特定端末機器を製造する工場又は 名称及び所在地(輸入業者にあっては、特定特定端末機器を製造する工場又は事業場の 端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所
- 三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごと 条の二の測定器その他の設備であって、当該 較正等を行った年月日(当該測定器等が第五 間が一年を超えている場合は、 較正等を行った年月日の翌月の一日から起算 の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、 して当該測定器等を使用した年月日までの期 その旨を含

- 正等を行った年月日及び較正等を行った者の 名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較 を較正等した法別表第三に掲げる測定器等の 項第二号ニに該当する場合は、その測定器等 並びに当該較正等の方法が法第八十七条第一 む。) 及び較正等を行った者の氏名又は名 氏名又は名称
- とする。 当該届出をした者に、届出番号を通知するもの 法第六十三条第四項の検証に係る記録には

4

- 次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 特定端末機器の設計
- 試験を行った際に用いた試験方法
- 保管方法に関する事項 の際に特に必要な物件の名称、 試験用プログラム、コネクタその他の試 種類及びその
- Ŧi. 表第四号二(2)の取決め事項 合には、受託者の氏名又は名称、 試験の全部又は一部を他の者に委託した場 住所及び別
- 含む。) 及び結果 検証の経過(試験にあっては、試験結果を
- 十年間保存しなければならない。 第六十四条第二項の検査を最後に行った日から 前項の検証に係る記録は、その検証に係る法
- ることができなければならない。 電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示す 場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ に係る記録媒体により行うことができる。この 前項の検証に係る記録の保存は、電磁的記録
- る届出にあっては、第二項第一号及び第二号に ればならない。ただし、同条第三項第五号に係 様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなけ ようとするときは、次に掲げる事項を記載した 係る届出に限る。 届出業者は、法第六十三条第五項の届出をし
- 変更した事項
- 変更した年月日
- 三 変更の理由
- 全文を添付して総務大臣に届け出なければなら め別表第四号三に従い確認の方法の検証を行 る変更の届出をしようとするときは、あらかじ 後の技術基準適合自己確認に係る確認方法書の い、検証に係る記録を作成するとともに、 届出業者は、法第六十三条第三項第四号に係 変更

及び第六項の規定は、前項の検証に係る記録に 第四項(第一号及び第六号に限る。)、第五項

いて検査を最後に行った日から起算して十年を項の届出に係る設計に基づく特定端末機器につ 端末機器の製造又は輸入を終了しているとき 経過するまでの期間とする。ただし、当該特定 届出を行わなければならない期間は、同条第三 法第六十三条第五項の規定により届出業者が この限りでない。 2

項について行うものとする。 法第六十三条第六項の公示は、 次に掲げる事

届出業者の氏名又は名称

特定端末機器の名称 特定端末機器の種別

届出番号

五. (検査記録の作成) 法第六十三条第三項の届出の年月 日

第四十二条

法第六十四条第二項の検査記録に記

載すべき事項は、次のとおりとする。 検査を行った年月日及び場所 検査を行った特定端末機器に係る届出 番号

検査を行った責任者の氏名

検査の方法

検査の結果

しなければならない。 前項の検査記録は、検査の日から十年間保存

3

示することができなければならない。 応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表 この場合においては、当該電磁的記録を必要に 記録に係る記録媒体により行うことができる。 前項の規定による検査記録の保存は、 電磁的 3

第四十三条 するときは、 のとする。 法第六十五条の規定により表示を付 次に掲げる方法のいずれかによる

(表示)

合理である特定端末機器にあっては、当該特 付す方法(当該表示を付すことが困難又は不 は容器の見やすい箇所に付す方法) 定端末機器に付属する取扱説明書及び包装又 己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に 様式第十四号による表示を技術基準適合自

り記録し、当該特定端末機器の映像面に直ち 己確認をした特定端末機器に電磁的方法によ に明瞭な状態で表示することができるように 様式第十四号による表示を技術基準適合自

> 該特定端末機器に接続した製品の映像面に直り記録し、当該表示を特定の操作によって当 己確認をした特定端末機器に電磁的方法によ にする方法 ちに明瞭な状態で表示することができるよう 様式第十四号による表示を技術基準適合自

ときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器・法第六十八条の二の規定により表示を付する 付属する取扱説明書等に付された表示を含む。) 場合において、新たに付することとなる表示 掲げるいずれかの方法によるものとする。この を目視その他の適切な方法により確認し、次に に付されている表示(当該適合表示端末機器に 容易に識別することができるものであるこ

製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す 又は容器の見やすい箇所に付す方法) は、当該製品に付属する取扱説明書及び包装 ことが困難又は不合理である製品にあって 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ

ちに明瞭な状態で表示することができるよう組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直 特定の操作によって当該適合表示端末機器を 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を きるようにする方法 にする方法 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ

これらを記載した書類の当該特定端末機器又は 当該製品への添付その他の適切な方法により明 を付した旨及び当該表示の表示方法について、表示を付する場合は、電磁的方法によって表示 若しくは第三号に規定する方法により特定端末 らかにするものとする。 機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に (公示) 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号 4

第二項及び法第六十八条において準用する法第第四十四条 法第六十六条第二項、法第六十七条 によって行う。 五十五条第二項の公示は、官報で告示すること

2 第五章 登録修理業者トの利用その他の適切な方法によって行う。トの利用その他の適切な方法によって行う。

けようとする者は、様式第十五号の申請書を総第四十五条 法第六十八条の三第一項の登録を受 務大臣に提出しなければならない (登録の申請)

2 を記載するものとする。 「修理方法書」という。)

Ŧi. を除く。)

像面に直ちに明瞭な状態で表示することがで当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映 製品に電磁的方法により記録し、当該表示を 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ

t 取扱いに関する事項

式第十六号の誓約書とする。 書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び様

前号に掲げる事項のほか、 特定端末機器の

第二項第二号の修理の確認の手順は、 別表第

者の通信に影響を与えるおそれの少ないものって、電気通信回線設備を利用する他の利用 クタ、バイブレータ、電池その他の箇所であ であること。 イク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネ 修理する箇所が、表示装置、フレーム、マ には、

器等の名称又は型式及び製造業者名(修理す一 前号に規定する修理の確認に使用する測定 る特定端末機器の試験の全部を委託する場合

試験の全部を委託する場合を除く。) びに較正等の計画(修理する特定端末機器の

ら(4)までの事項に係る受託者との取決め委託する場合は、別表第六号第三項(1)か の内容又はその委託に係る計画 理する特定端末機器の試験の全部又は一部を 第二号に規定する修理の確認において、 修

に関する情報の提供を受けている場合は、そ号等」という。)に係る設計及び修理の方法 号又は届出番号(以下「技術基準適合認定番 末機器の技術基準適合認定番号、設計認証番

特定端末機器に記録された情報の管理及び

3 取得の手続 ある事項の説明及び修理の実施に係る同意の 修理を受ける者が不利益を受けるおそれが

法第六十八条の三第三項の総務省令で定める

の管理に関する事項

第四十六条 法第六十八条の四第一項第一号の総 務省令で定める基準は、次に掲げる要件を満た ものであることとする。

法第六十八条の三第三項の修理方法書(以下 次に掲げる事項 三 する情報の提供を受けた箇所の修理であるこ 間の契約等に基づき設計及び修理の方法に関

修理の確認の手順

前号に規定する測定器等の保守及び管理並

製造業者との契約等により修理する特定端 第四十八条総務大臣は、 2

別表第七号に掲げる修理体制、 管理体制等

修理に関し参考となる事項

準等) 六号に定めるところによるものとする。 (妨害を与えるおそれの少ない修理の方法の基 2

前二号の規定にかかわらず、製造業者との 同等の部品を用いるものであること。

2 の手順により行わなければならない。 記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法 特定端末機器の修理の方法は、 修理方法

その他情報の管理及び取扱いの方法が明らかで 特定端末機器の修理における当該特定端末機器 に記録された情報の漏えいの防止のための措置 なければならない。 前条第二項第一号の修理の手順においては、

(変更登録)

第四十七条 法第六十八条の六第一項の変更登録 号の申請書を総務大臣に提出しなければならな を受けようとする登録修理業者は、 様式第十七

の範囲を縮小するものとする。 で定める軽微な変更は、修理する特定端末機器 (通知) 法第六十八条の六第一項ただし書の総務省令

る。 当該登録の申請をした者に通知するものとす 総務大臣は、法第六十八条の六第一項の変更

項の登録をしたときは、その旨及び登録番号を

法第六十八条の三第一

2 請をした者に、通知するものとする。 登録をしたときは、その旨を当該変更登録の申 (変更の届出)

第四十九条 登録修理業者は、法第六十八条の 六号の誓約書を添付しなければならない。 八号の届出書を総務大臣に提出しなければなら 第四項の届出をしようとするときは、様式第十 であって、役員に変更があるときは、様式第十 ない。この場合において、届出者が法人の場合

登録を変更するものとする。 総務大臣は、前項の届出があった場合には、

(修理及び修理の確認の記録等)

第五十条 法第六十八条の七第二項の修理及び修 理の確認の記録に記載すべき事項は、 りとする。 次のとお

修理した特定端末機器を特定できる番号 技術基準適合認定番号等、製造番号その

兀 修理及び修理の確認を行った責任者の氏 修理及び修理の確認の年月日 修理及び修理の確認の内容

- 理の確認をした日から十年間保存しなければな 前項の修理及び修理の確認の記録は、当該修
- ができる。この場合においては、当該電磁的記 て直ちに表示することができなければならな 録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用い 第一項の修理及び修理の確認の記録の保存 電磁的記録に係る記録媒体により行うこと 3

第五十一条 れている表示が、様式第七号による表示である 式注1から注3までによらなければならない。 第十四号による表示である場合にあっては同様 場合にあっては同様式注1から注3まで、様式 る表示と同一の表示を付するときは、当該付さ 規定により修理した特定端末機器に付されてい る表示は、様式第十九号によるものとする。 登録修理業者は、法第六十八条の八第三項の 法第六十八条の八第一項の規定によ 1 2

第五十二条 登録修理業者は、法第六十八条の十 十号の届出書を総務大臣に提出しなければなら第一項の届出をしようとするときは、様式第二

(公表)

第五十三条 総務大臣は、法第六十八条の三第一 に掲げる事項を公表するものとする。 の届出があったときは、登録修理業者に係る次 から法第六十八条の六第四項の規定による変更 定による変更登録をしたとき又は登録修理業者 項の登録若しくは法第六十八条の六第一項の規

- 氏名又は名称
- 事務所の名称及び所在地 登録若しくは変更登録をした年月日又は登
- 録修理業者が変更をした年月日 登録番号
- 変更をした修理する特定端末機器の範囲及び 修理の箇所 登録若しくは変更登録又は登録修理業者が
- の十第一項の届出があったとき又は法第六十八 するものとする。 は、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表 条の十一の規定による登録の取消しをしたとき 総務大臣は、登録修理業者から法第六十八条
- 氏名又は名称
- 登録の年月日 事務所の名称及び所在地

事業を廃止し、 又は登録を取り消した年

五四

他の適切な方法によって行うものとする。 前二項の公表は、インターネットの利用その

(総務大臣に提出する書類の作成等)

|第五十四条 この省令の規定により総務大臣に提 する 方法書を除く。)は、日本語で作成するものと 出する書類(技術基準適合自己確認に係る確認

載事項の全てを記録した電磁的方法による記録 書又は届出書に添付する書類は、当該書類の記 に係る記録媒体により提出することができる。 第五章の規定により総務大臣に提出する申請

(施行期日)

法」という。)の施行の日律(平成十五年法律第百二 話株式会社等に関する法律の一部を改正する法 十六日)から施行する。 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電 (平成十五年法律第百二十五号。以下「改正 (平成十六年一月)

(経過措置)

2 請書は、この省令による改正後の端末機器の技 う。)

第二十条の規定により提出されている申 務省令第十五号。以下「新規則」という。)第 術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総 いての認証に関する規則(以下「旧規則」とい 前の端末機器の技術基準適合認定及び設計につ 十六条の規定により提出された届出書とみな この省令の施行の際現にこの省令による改正

- 3 げる条件に適合する知識経験を有するものとみ 平成十九年九月十日までは、改正法による改正 定により認定員として選任の届出がされている 後の法(以下「新法」という。)別表第一に掲 上の知識及び経験を有すると認められた者は、 者であって同規則第十三条第五号の同条第一号 から第四号までに掲げる者のいずれかと同等以 この省令の施行の際現に旧規則第十五条の規
- 4 四条の認定又は第九条の認証の申請に係る審査 については、なお従前の例による。 この省令の施行の際現にされている旧規則第
- は、この省令の施行の日から起算して六月を経 この省令の施行の際現に改正法による改正前 法の規定により認可を受けている業務規程

過する日(その期間内に新法第七十一条の四 った日)までは、同条の規定により届け出た業 含む。)の届出があった場合は、当該届出があ 務規程とみなす。 (同法第七十二条の二において準用する場合を

- 6 なす。 る規定によりした処分、手続その他の行為とみ 処分、手続その他の行為は、この省令の相当す この省令の施行前に旧規則の規定によりした
- 7 の様式第七号で定める表示とみなす。 旧規則の別表第五号で定める表示は、

第四四号) 則 (平成一六年三月二二日総務省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電 第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。 る法律(以下「改正法」という。)附則第一条 信電話株式会社等に関する法律の一部を改正す 則 (平成一七年三月三一日総務省令

第六五号)

律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行 この省令は、所得税法等の一部を改正する法

令第一二六号) 則 (平成二〇年一一月二八日総務省

(施行期日)

1

日) から施行する。 に関する法律の施行の日(平成二十年十二月 この省令は、一般社団法人及び一般財団法

則 (平成二二年四月二八日総務省令

この省令は、公布の日から施行する。 第五九号)

則 (平成二二年一〇月二五日総務省

(施行期日)

令第九二号)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施 する。 (経過措置

2 この省令の施行の際現に付されているこの省 は、なお従前の例による。 三条第一項第四号に掲げる端末機器に係る表示 令による改正前の端末機器の技術基準適合認定 等に関する規則(以下「旧規則」という。)第

3 係る法第五十三条の端末機器技術基準適合認定 う。)

第三条第一項第二号に掲げる端末機器に 適合認定等に関する規則(以下「新規則」とい この省令による改正後の端末機器の技術基準

> 示は、なお従前の例による。 きる。この場合において、端末機器に付する表 掲げる端末機器に係る規定により行うことがで 十四年三月三十一日までの間、新規則の規定に 出については、この省令の施行の日から平成二 又は法第六十三条の技術基準適合自己確認の かかわらず、なお旧規則第三条第一項第四号に (平成二五年三月二八日総務省令

若しくは法第五十六条の設計認証の求めの審査

第三二号) 則

(施行期日)

1 経過措置) この省令は、公布の日から施行する。

2 等に関する規則第三条第一項第一号に掲げる端 令による改正前の端末機器の技術基準適合認定 末機器に係る表示は、なお従前の例による。 この省令の施行の際現に付されているこの省

第六八号) 則 (平成二六年八月一四日総務省令

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改 行の日(平成二十六年九月一日)から施行す正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施 る。

令第八九号) 則 (平成二六年一一月二七日総務省

日(平成二十六年十二月一日)から施行する。 る法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の この省令は、電気通信事業法の一部を改正す

第九号) 則 (平成二七年二月二七日総務省令

る法律の施行の日(平成二十七年四月一日)か ら施行する。 この省令は、電気通信事業法の一部を改正す

第六四号) 則 (平成二九年九月二〇日総務省令

(施行期日)

部を改正する法律の施行の日から施行する。 (経過措置) この省令は、電波法及び電気通信事業法の

2 条第一項第二号の較正又は校正(以下「較 日までは、 この省令の施行の日以降最初に較正等を受ける 第五条の二の測定器その他の設備については、 等」という。)を受けたこの省令による改正 の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 この省令の施行前に電気通信事業法第八十七 この省令による改正後の端末機器の

付 則 (平式三〇年七月二四日総務省令わらず、なお従前の例による。 技術基準適合認定等に関する規則の規定にかか

第四九号) 抄附 則 (平成三〇年七月二四日総務省令

付 則 (P載三- 再二月人日総務省合格) (中成三十年法律第二十四号) の施行の日か 等法人情報通信研究機構法の一部を改正する法 発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法

五号)附(甲成三一年二月八日総務省令第

この省令は、公布の日から施行する。

14、「この全では、電気通言事業法及が国立开五号) 抄 り (令和元年五月一四日総務省令第

一九号) (令和元年六月二八日総務省令第

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの省令は、不正競争防止法等の一部を改正

第一〇三号) 附則 (令和二年一一月一九日総務省令

a。 この省令は、令和二年十二月一日から施行す

三二号) 附 則 (令和六年三月二九日総務省令第

a。 この省令は、令和六年四月一日から施行す

げるところにより行うものとする。 技術基準適合認定のための審査は、次に掲五条、第八条、第二十五条及び第二十七条関係)別表第一号 技術基準適合認定のための審査(第

であるかどうかについて審査を行う。 下「申込機器」という。)の名称、用途、下「申込機器」という。)の名称、用途、下「申込機器」という。)の名称、用途、政扱い及び操作の方法を説明した資料により、設計の内容が技術基準適合認定の求めに係る端末機器(以技術基準適合認定の求めに係る端末機器(以表術基準適合認定の求めに係る端末機器(以表術基準適合認定の求めに係る端末機器(以表術基準適合認定の求めに係る端末機器(以表術基準適合認定の求めに係る端末機器(以表術基準適合認定の求めに係る端末機器(以表術基準

が別に告示する試験方法又はこれと同等以申込機器について、技術基準ごとに総務大臣

ものであること。
受けた測定器等を使用して試験を行った受けた測定器等を使用して試験を行った

より行った試験であること。
る試験方法又はこれと同等以上の方法にる試験方法又はこれと同等以上の方法に

十九条、第二十五条及び第三十五条関係)別表第二号 設計認証のための審査(第五条、第

第十九条及び第三十五条の設計認証のための審査は、次に掲げるところにより行うものの審査は、次に掲げるところにより行うもの

一設計の審査

別表第一号一の規定は、設計認証の求めに係る端末機器の設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行するものであるかどうかについて審査を行う場合について準用する。この場合においう場合について準用する。この場合においう場合について準用する。この場合においる端末機器の設計の内容が技術基準に適合のは「設計認証の求めに係る端末機器の設計の内容が技術基準に適合のとする。

一部

三 確認の方法の審査

三 確認の方法の審査

三 確認の方法の審査

設計に合致することの確認の方法に係る別 第四十一条第一項の技術基準適合自己確認設計認証に係る確認方法書(端末機器がその (第四十一条関係) 別表第四号 技術基準適合自己確認の検証の方法

必要な事項

記載した書類又はこれに類するものであっ」がある。表第三号に掲げる事項その他必要な事項をの検証は、次に掲げる方法により行うものと設計に合致することの確認の方法に係る別が第四十一条第一項の技術基準適合自己確認

で、端末機器の取扱いに係る工場等の全部 できるかどうかについて審査を行うことができるかどうかについて審査を行う。ただできるかどうかについて審査を行う。ただできるかどうかについて審査を行う。ただできるかどうかについて審査を行う。ただできるかどうかについて審査を行う。ただできるかどうかについて審査を行う。ただできるかどうがに係るとができるかどうがに入るとができるかどうがに入るとをできるかどうかについて審査を行う。とができるができる。とができる。

項(第十九条及び第三十五条関係)別表第三号(設計認証に係る確認方法書の記載事

の方法に 設計認証に係る確認方法書の記載事項は、の方法に 設計認証に係る確認方法書の記載事項は、

う場合について準用する。この場合においするものであるかどうかについて検証を行という。)の設計の内容が技術基準に適合という。)の設計の内容が技術基準に適合認に係る特定端末機器(以下「確認機器」表第一号一の規定は、技術基準適合自己確認書の相談

確認機器について、次に従って試験を行い、二 試験

器」と読み替えるものとする。

機器(以下「申込機器」という。)」とある

て、「技術基準適合認定の求めに係る端末

のは「技術基準適合自己確認に係る確認機

うかについて検証を行う。かつ、技術基準に適合するものであるかど

(1) 別表第一号二(1)及び(2)の規定(1) 別表第一号二(1)及び(2)の規定(2) 試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託する。

(3) 試験の全部又は一部を他の者に委託し、当該委託した試験の結果がた場合は、当該委託した試験の結果がた場合は、当該委託した試験の結果が

できるかどうかについて検証を行う。 合致するものとなることを確保することが

法 別表第五号 技術基準適合自己確認に係る確認方 |書の記載事項(第四十一条関係)

輸入」と読み替えるものとする。 機器」と、「取扱い」とあるのは 項」と、「端末機器」とあるのは「特定端末 七条第一項」とあるのは「法第六十四条第一 認に係る確認方法書の記載事項について準用 する。この場合において、同表中「法第五十 別表第三号の規定は、技術基準適合自己確 「製造又は

項第五号及び第四項関係) 別表第六号 修理の確認の手順(第四十五条第二

適合することを検証する。 ついて、次のとおり試験を行い、技術基準に の表において「確認する機器」という。)に 修理の確認を要する特定端末機器(以下こ

表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごと 翌月の一日から起算して一年(第五条の二 もの(その較正等を受けた日の属する月の あって、法第八十七条第一項第二号イから | 十五条第三項第一号関係) 理の確認を要する特定端末機器」と読み替 いて、同二中「申込機器」とあるのは「修験の検証について準用する。この場合にお別表第一号二の規定を確認する機器の試 に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とす の測定器その他の設備にあっては、同条の ニまでのいずれかに掲げる較正等を受けた えるものとする。 試験は、法別表第三に掲げる測定器等で | **別表第七号 修理体制、管理体制等の管理(第四**

試験の適正な実施を確保するため、次に掲者に委託するとともに、その受託者と当該 関する十分な経験及び技術的能力を有する げる事項を取り決める。 の者に委託した場合は、当該試験の実施に 確認する機器の試験の全部又は一部を他 る。)以内のものに限る。)を使用して行

認に関する事項 じ方法によって試験が行われることの確 別表第一号二に定める試験の方法と同

(2)までのいずれかに掲げる較正等を受けた もの(その較正等を受けた日の属する月 の翌月の一日から起算して一年 て、法第八十七条第一項第二号イからニ 法別表第三に掲げる測定器等であっ (第五条

> 使用して試験が行われることの確認に関 る期間とする。) 以内のものに限る。) を 設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げ 同条の表の上欄に掲げる測定器その他の の二の測定器その他の設備にあっては、

(3)

るために必要な事項 その他当該試験の適正な実施を確保す

(4)

に適合することを検証し、確認する。 正に得られたものであり、かつ、技術基準 託した試験の結果が三の取決めに従って適 試験を他の者に委託する場合は、当該委

五その 他

する事項

確認する機器に記録された情報の管理

行するために必要な事項

電気通信事業法 面形条第1項の登録 電気通信事業法 面形条第1項の登録の前 面104条第1項の表盤 踏します。

五 二以上の確認する機器の検証において、 確認する機器のうちのその他のものについ ることが合理的に推定できるときは、当該 当該確認する機器のうちの一部のものにつ て、試験を省略することができる。 のうちのその他のものが設計に合致してい いて試験を行った結果、当該確認する機器

の表に掲げる事項とする。 |修理体制、管理体制等の管理に関する説明は、 次

び権限 事項 |組織並び||法第六十八条の七の義務を履行する |法第六十||法第六十八条の七の義務を履行する ための管に基づき当該義務が適切に履行され 履行する具体的かつ体系的に整備され、それ の義務をにおける管理の方法に関する規程が の責任及又は検証するための組織並びに管理 に管理者 ために必要な業務を管理し、実行し 理の方法ることの説明 八条の七|ために必要な特定端末機器の取扱い 責任者の責任及び権限の分担が明確 記載内容 にされていることの説明

|特定端末||法第六十八条の七の義務を履行する |理の方法||手順に関する規程及び修理の確認の 機器の修ために必要な特定端末機器の修理の 手順に関する規程が整備され、それ に基づき修理及び修理の確認が適切 れることの説明

|四測定器を特定端末機器の修理の確認に必要な の管理が適切に行われていることの備の管理され、それに基づき測定器等の設備 の他の設測定器等の管理に関する規程が整備 その他法第六十八条の七の義務を履

様式第1号(第5条、 第6条及び第25条関係)

上記のとおり即進ありません。
年 月 日 氏名
他1 不要の文字は、独談すること。
2 この研説の大き古は、日本編纂訓修に定める A列 4 夢とすること。

5 式 RECEI (18 d. Side	
### ### ### ### ### ### ### ### ### #	±9, **
第第 日本の主義 日	
開発性報告 (新生産) (新生	EI e
び 第 3 様	
3 様 5 式 第 5 式 第 6 表 200 A 200	
報告等 第	923
第0点から開け出来す。 1 : 東モルキ事 2 : 東ビルキ用 2 : 東田ルン東市 4 : 東日ル 1 : 東田ル 1 : 東田ル 1 : 東田ルン東市 4 : 田田 1 : 田	1 x
第2 7 条 及 び 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8	
第 様 式 1 回 10 is a Rich Rich Rich Rich Rich (Paris Additive French Additive Fr	沙沙
O (a) 大きさは、数字を単本取例できょとができるものであること。	
2 対対は、影響に関係しないものであると、心臓が効性によって他の中げ 命を性に、) 3 自然は、表記でき、ただは、まずで意味を誘くとができらってか 4 お客等金の工程ができない記憶が出来る。これのアメリロを取得して のも鍵性であるがは、表記できるができまった。 はいるものであるとなった。そのからできままままでがあった。とは はいるものであるとなった。そのからできまままでがあった。とは はいるものであるとなった。そのからできまままでがあった。とは は、はいる場合のであるでは、そのからできまままでがあった。とは は、はいる場合のであるでは、そのからできまままである。 を表現の表現である。	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
RODROWS ROD	- - -

 五 第3条第1項第6号に掲げる場を機器
 C

 六 第3条第1項第6号に掲げる場を機器
 D

3 様

```
様式第8号(第11条及び第23条関係)
                                                                                                                                                                                                                                       郵便番号
仕 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあっては、名称及
び代表書の氏名)
                                                    第20年度 20年度 第20年度 第20年度 第20年度 第20年度 第20年度 第20年度 第20年度 第20年度 第20年度 第20年度
                 模式第10号(第12条、第22条、第21条及7/第29条降码) (世
19:6日前年408:--世紀21
              整備等

整備等

電気道像事態と

配合機能をおいて事事する可以等が必然を発

電気道像事態と

配合機能を対して事業を対して事業を必要を

取りる事業を対して事業を

の残率によ

変更後の業務数量を振えて、下記のとおり届け出ます。
           NO
1 新国しようとする事項
3 新国しようとする事項
3 新国しようとする年月
3 新国しようとする年月
3 新国にようとする年月
12 新国にようとする年間は、夏賀国及が夏賀風を対抗して記載すること。
2 不振りでかけ、説献すること。
3 この問題の大き古は、日本意識技術に知らるよれる書とすること。
```

技術基準適合自己確認第出書 я я в 72.

と、また、数年等の方法が透謝の金幣1項等とラニに設定する場合は、その項 定職等を数正等した他別議師三二級する部部等の名称及び選先、数名事業者 名、数語等、数主業を行った時月日及77世世等を行った場で成及2位条件を 起載するとし、 6 この相談の大きさは、日本集業規格に定める4月4番とすること。

技術基準通合自己確認変更第日書

製施番号 仕 所 (ふりがな) 会 (役人に参っては、名音及 び代連載が成名) 第出番号 の、下部のとおり届け起ます。

1 変更に企業項 2 変更した専用 3 変更の出 3 変更の出 1 変更した事項。変更及び変更を分類して影響すること。 2 認用の発展を3項を9で申収率の変更が始め、変更な効率素を持 の温度に多単単数のなど変更があた。 3 この情報の大き合け、比多集更積に更からあり4単とすること。

```
(本りが立)

近 名(近人にあっては、名称及び代先会

最終が課者(頂げその皮別)が、電気運動等環境関係の(第 2 項名等に設立し

力に立と事例)が下。

他1 不同なで記り、規則するとと。

2 この開致のたきは、は本意提携を定める。例4 導とすること。
```

```
郵便番号
佐 所
(ふりがな)
氏 名 (佐人にあっては、
の比名)
電路番号
提解番号及び登録年月日
の。
1. 東京しようできる
2. 東京の母
2. 東京
```